

第16回農業委員会総会議事録

平成31年4月9日(火)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第59号から第62号)
日程第4 議事(議案第55号から第58号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟 木 康 眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (2 4 人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康眞
11 番	帯刀 眞理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	21 番	明石 茂
22 番	堀 正	23 番	水上 幸雄
24 番	齊藤 高志	25 番	大垣 秀雄

欠 席 委 員 (1 名)

20 番 樋上 豊

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 59 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 60 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 61 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 62 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 56 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 57 号 下限面積の設定について
議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫
主 査 青木 克憲

副主幹 西尾 哲
主 任 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（舟木会長）

ただいまから、第16回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「13番 山本委員」「14番 森委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第59号の説明）

議長（舟木会長）

報告第59号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第60号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第60号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理につ
いて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第61号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第61号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第62号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第 6 2 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第 5 5 号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第 5 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、4 番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の 5 ページをご覧ください。

今回は 1 2 件ございます。

【議案第 5 5 号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第55号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第56号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書7ページの議案第56号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第56号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については水上委員より説明をお願いします。

水上委員

議案第56号の1番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートで妻と二人で暮らしています。

現在のアパートは二部屋しかなく、手狭であります。そこで住宅建築を検討したところ、妻の実家近くに親戚の土地の所有者が土地を譲ってもらうことで承諾を頂き、今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番については山本委員より説明をお願いします。

山本委員

議案第56号の2番について説明します。

申請人は〇〇市内の実家で両親、申請者、申請者の妻、子供1人で暮らしています。

現在の住宅は二世帯で暮らすのには狭く、今後の子供の成長を考えると同居していくのは困難と考えました。

そこで住宅建築を検討したところ、実家の西側に隣接する所有地がよいのではないかと結論に達し、今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3番については堀委員より説明をお願いします。

堀委員

議案第56号の3番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。

平成〇〇年の工場増設に伴い、従業員15名を増員し、現在49名が勤務しています。敷地が非常に狭いこともあり、製品運搬車両の出入りも頻繁で非常に危険な状態であります。

そのため、今回、駐車場用地を検討したところ、会社に隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第56号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第56号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第57号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第57号 下限面積の設定について議題としてお諮りします。それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書8ページの議案第57号をご覧ください。それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第57号について議案書をもとに朗読】

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。これより本議案について質疑に入ります。質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。質疑ありませんか。

委員

他の地域で下がったところはあるのか。

事務局(青木)

他市で設定しているところがあります。〇〇市の山間部等一部地域で下限面積を下げて設定しているところがあります。

委員

〇〇地区ではどうか。

事務局(青木)

〇〇市の山間部や〇〇市の旧〇部が下がっている。中山間地以外は変わっていません。

議長(舟木会長)

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第57号下限面積の設定について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)
全員挙手です。
よって、議案第57号下限面積の設定については、原案のとおり可決いたしました。

(議案第58号説明・表決)

議長(舟木会長)
次に、議案第58号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)
今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は10件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

議長(舟木会長)
以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

横山委員
利用権設定の情報が農業委員に入っていない。農地を集積すべきなのに、地元の組織を脱退して地域外の人に預けるのは問題である。提出された書類を受付後、農業委員に相談できないか。また、書類に農業委員の署名欄を設けるなどの対応ができないか。

事務局(福井局長)
今回のような案件は、できる限り少なくなるように指導していきたい。また、どのような対応ができるのか、勉強させていただきたい。

議長(舟木会長)
これにて質疑を終結いたします。

議案第58号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第58号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第16回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時20分

その他報告事項

農業委員会視察研修会 (案) について

- ・実施予定日 平成31年 月 日 () ~ 月 日 ()
- ・視察先 ○○方面

農業委員会歓送迎会の開催について

- ・実施予定日 平成31年4月24日 (水) 午後6時30分より
- ・会 場 ○○

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 5月8日 (水) 午後2時から
- ・会 場 射水市役所大島分庁舎大会議室

配布資料について

- ・農業委員会活動記録セット (活動記録簿)
- ・アグリとやま第117号
- ・のうねん3月号

その他

- ・農地利用最適化交付金について

第十六回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十一年四月十日
至 平成三十一年四月二十六日